相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市清田区里塚三条五丁目一番、最後の住所札幌市清田区里塚三条五丁目一番二号　被相続人　亡　佐藤　眞美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十二日

札幌市中央区南一条西一一丁目三二七番地　TS札幌ビル四階　相続財産管理人司法書士　干貝　愛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区河原町一丁目三七番地、最後の住所仙台市若林区上飯田四丁目一五番二七号　被相続人　亡　佐々木伊勢夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十二日

事務所仙台市青葉区大町一丁目一番三〇号　新仙台ビル五階三島法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上林　佑

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市富田町字鶴蒔田一番地五八、最後の住所福島県郡山市富田町字鶴蒔田一番地の五八　被相続人　亡　赤城　憲昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十二日

福島県郡山市麓山一丁目二番九号　相続財産管理人　町田　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区鵜の木三丁目一九番地、最後の住所埼玉県鳩ヶ谷市大字里九三六番地の一シャルマンコーポ鳩ヶ谷七〇三号　被相続人　亡　長久保忠義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十二日

事務所埼玉県さいたま市南区沼影一丁目一〇番一号ラムザタワー一〇〇五武藤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　武藤　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県大里郡江南町大字野原四八八番地二、最後の住所埼玉県熊谷市野原四八八番地二　被相続人　亡　鈴木　法子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十二日

埼玉県熊谷市宮町二丁目一二二番地　第一宮町ビル三階　浅見雅士法律事務所　相続財産管理人　弁護士　浅見　雅士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市二枚橋第四地割二〇〇番地、最後の住所岩手県花巻市二枚橋第三地割三二五番地二　被相続人　亡　川村　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十二日

東京都渋谷区桜丘町一八番四号二宮ビル二階桜丘法律事務所　相続財産管理人　佐藤　倫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区生麦三丁目五二六番地、最後の住所横浜市鶴見区生麦四丁目六番一五―一一〇五号　被相続人　亡　石田　太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十二日

横浜市戸塚区戸塚町一二一―七　オセアン戸塚町ビル三階　相続財産管理人　弁護士　小豆澤史絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡南部町福士五一八九番地、最後の住所静岡県富士宮市若の宮町八五三番地小野田勝義方　被相続人　亡　久保田　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十二日

静岡市駿河区栗原二一番地一一―二〇二号　相続財産管理人　本野　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区大宮通寺之内上る三丁目西入社突抜町二四九番二五一番合地、最後の住所京都府亀岡市曽我部町穴太口山七四番地一五　被相続人　亡　八木　信雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十二日

京都市中京区富小路通二条上る鍛冶屋町三六八番二　相続財産管理人　弁護士　松枝　尚哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市東住吉区山坂三丁目一七番地、最後の住所大阪市東住吉区山坂三丁目六番四号　被相続人　亡　岸本　明子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十二日

大阪市北区西天満四丁目九番一二号リーガル西天満ビル七〇三　相続財産管理人弁護士　藤井　伸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市住吉区墨江三丁目三七番地、最後の住所大阪市住吉区殿辻二丁目六番一六号　被相続人　亡　大筏　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十二日

大阪市北区西天満四丁目九番一二号リーガル西天満ビル七〇三　相続財産管理人弁護士　藤井　伸介

第８期決算公告

平成23年5月12日

東京都千代田区有楽町１丁目７番１号

一般社団法人ジェイ・エス・エー

代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨

（平成22年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,115
	固定資産	13,128
	合計	31,243
負味財債及産びの正部	負債合計	—
	基金	30,500
	一般正味財産	743
	正味財産合計	31,243
	合計	31,243

第８期決算公告

平成23年5月12日

東京都千代田区有楽町１丁目７番１号

一般社団法人ジェイ・エス・ビー

代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨

（平成22年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,984
	固定資産	9,000
	合計	22,984
負味財債及産びの正部	負債合計	—
	基金	24,500
	一般正味財産	△1,516
	正味財産合計	22,984
	合計	22,984

第８期決算公告

平成23年5月12日

東京都千代田区有楽町１丁目７番１号

一般社団法人ジェイ・エス・シー

代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨

（平成22年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,969
	固定資産	18,000
	合計	30,969
負味財債及産びの正部	負債合計	—
	基金	30,500
	一般正味財産	469
	正味財産合計	30,969
	合計	30,969